

一関市エアコン設置支援事業補助金のご案内

～熱中症対策と物価高騰対策としてエアコン設置を支援します～

[目的]

熱中症対策および物価高騰支援の対応として、住宅に設置するエアコンの購入・設置費用の一部を補助します。

1 補助内容

要件に該当する場合に、エアコン購入および設置費用（税込）に対して、次のとおり補助します（1世帯あたり1台限り）。

世帯	設置区分	対象エアコン	補助率	上限額	予算額
非課税	A 新規・増設・買替	指定なし	1/2	7万5千円	7,500万円
課税	B 新規・増設	指定なし	1/3	5万円	3,750万円
	C 買替	省エネ基準達成率100%以上	1/2	7万5千円	3,750万円

※区分A及びCは国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 申請の流れ

本補助金の申請は、次の2段階で行います。

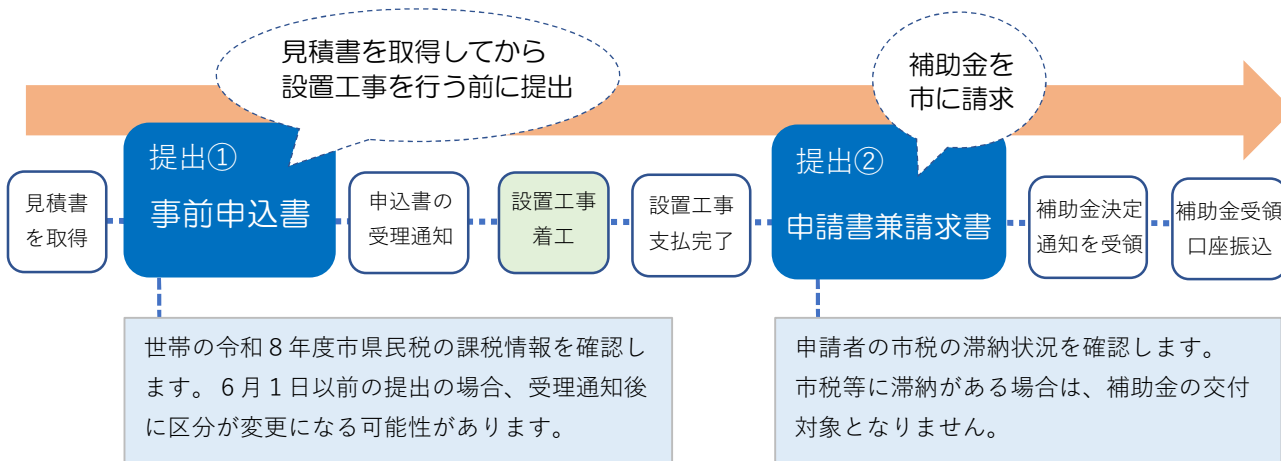
【①事前申込】

見積書を取得後、工事着手前に提出してください。

【②申請兼請求】

設置および支払い完了後に提出してください。

※①を提出せずに工事・支払いを行った場合は、補助金の対象となりません。



3 申請期間

見積取得後から工事着手前までに①事前申込書を提出し、設置・支払完了後に②申請書兼請求書を提出してください。

【①事前申込受付期間】・・・令和8年4月16日（木）～令和8年11月20日（金）

※受付期間内であっても予算に達した場合は受付を終了します。

【②申請書兼請求書 提出期間】・・・提出締切日 令和8年12月4日（金）

4 対象者

補助金の申請者は、次のいずれにも該当する方です。

- ・ 一関市内に住所を有する方（住民基本台帳法に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている方）
- ・ 一関市税等（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でない方
- ・ 自らの居住する市内の住宅にエアコンを設置しようとする方

※エアコンの購入者が申請者になりますのでご注意ください
（領収書等の氏名で確認します）

5 対象機器

家庭用エアコンであって、次の要件を満たすものです。

- ・ **令和8年4月16日以降に市内の販売店等で購入及び設置するものであること**
（インターネットや通信販売で購入したものは対象外）
- ・ 未使用品であること
- ・ 補助対象者が居住する住宅に設置するものであること（賃貸住宅含む）
- ・ 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入するものではないこと
- ・ 住民税課税世帯の買い替えの場合は、省エネ基準達成率が100%以上であること

[対象外機器]

- ・ 気化式冷風機、スポットクーラーなどのスポットエアコンは、エアコンと異なり室温全体を下げる能力が限定的であるため対象外とする。
- ・ リースまたはレンタル品は除く。

6 [課税世帯の買い替えの場合] 省エネルギー基準達成率100%以上の機器の確認方法

1) 店頭やカタログに表示されている「省エネラベル」を確認する

2) 「省エネ型製品情報サイト」で確認する

<https://seihinjyoho.go.jp/search.html?cat=エアコン&ty=2027>



7 対象経費（税込）

- ・ 機器本体の購入費用
- ・ 購入した機器の設置に要する工事、部品、付帯設備等の費用及び運搬料等
- ・ 買い替えの場合は、既設エアコンの取り外し費用

※値引きがあった場合は、その額を控除した金額を対象とします。

8 申請方法

申請方法は、インターネット・窓口・郵送の3種類です。**到着順に受理しますので、申請から受理までの時間が最も短いインターネットでの申請がお勧めです。**

なお、提出時に書類が不足している場合は、いったんお返しし、書類がそろってから再度ご提出いただくことになります。また、提出後に不足書類が判明した場合も、書類がそろうまで受理とはなりませんのでご注意ください。

▶インターネットによる申請方法（24時間受付可能）

「事前申込書」「申請書兼請求書」の提出について、それぞれの二次元コードまたはURLから申請を行ってください。

提出① 事前申込書

URL:<https://logoform.jp/f/WczuJ>



提出② 申請書兼請求書

URL:<https://logoform.jp/f/pdnLq>



▶窓口での申請方法

必要な書類をそろえて本庁生活環境課または各支所市民福祉課へ提出してください。

▶郵送による申請方法

必要な書類をそろえて本庁生活環境課あて郵送してください。

補助金の「事前申込書」「申請書兼請求書」等は市ホームページまたは本庁生活環境課・各支所市民福祉課窓口で受け取れます。



市ホームページ二次元コード

市ホームページURL:<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/archive/p20260325094208>

9 問合せ・郵送先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係

〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331

メール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※「事前申込書」の「申込受理通知」でメールを選んだ場合は上記のメールアドレスからお送りします。

申請フローと必要書類

